

# 浄化槽使用料 改定（案）説明資料

## 1. 使用料算定の基本原則

## 2. 受益者負担の原則に基づく使用者が負担すべき経費

【参考 3-1】使用者負担と考えられる経費の範囲のイメージ

## 3. 改定の考え方

【参考 3-2】使用料対象経費回収状況（令和 3 年度決算）

## 4. 使用料改定案

【参考 3-3】使用料対象経費回収状況(令和 5 年度～ 8 年度 改定率 6.8%見込)

【参考 3-4】浄化槽使用料改定案および改定率一覧

【参考 3-5】事業所等の浄化槽使用料改定について

令和 4 年 9 月

八代市 建設部 下水道総務課

## 1. 使用料算定の基本原則

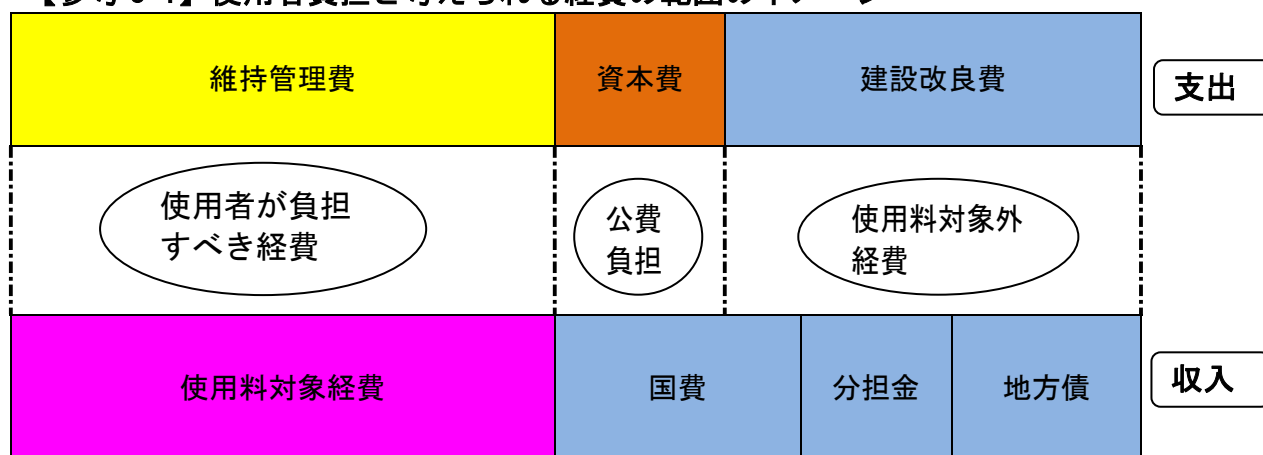
公共料金設定の基本事項としては、サービス等を受けた者が自分の利用した量に応じて、その原価に見合った額を支払う**受益者負担の原則**（一般的に公費負担分を除いた額）があります。一方、事業の経営に関しては、経営にかかる費用を自らの収入で賄い、外部から補助を受けずに経営を行う**独立採算制の原則**があげられます。このため、公共料金はサービスの提供に必要な原価を賄うだけの収入が得られるような水準（民間事業が行なう公共サービスは利益も追求）に決める仕組みとされています。

また、八代市行政改革大綱（平成 18 年 11 月策定）において、「使用料及び手数料等については、受益者負担の適正化の観点から見直しを検討する。」との方針が示されています。八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計は、これらの観点に基づき、事業経営に取り組むべきと考えております。

## 2. 受益者負担の原則に基づく使用者が負担すべき経費

使用者が負担すべき経費の範囲は、【参考 3-1】で示しているとおり、浄化槽の保守点検、清掃、法定検査等に要する経費の**維持管理費**であり、浄化槽整備に要した地方債、即ち借金の元金と利子の償還金は公費負担となります。

【参考 3-1】使用者負担と考えられる経費の範囲のイメージ



### 3. 改定の考え方

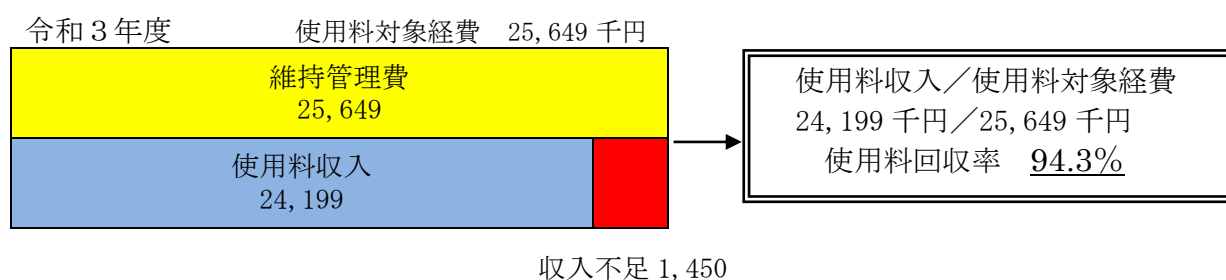
#### (1)改定の必要性

浄化槽条例に規定する内容は、市町村合併時に旧2村が実施していた事業を整理統合できないまま新市に引継いだものを、平成22年度に使用料体系の統一及び使用料の改定について本審議会に諮問したところ、使用料は人槽制とし、使用料改定率は平均37%との答申を受け、激変緩和のため23年度から26年度まで段階的に使用料の改定を行いました。また、26年度の審議会では人槽人数制で平均7.9%の改定率との答申を受け（27年度一般世帯緩和措置あり）、30年度の審議会で、使用料回収率を100%（29年度決算で85.4%）にするために、一般世帯は人数制で改定率15%を2回に分けること、事業所等は使用料回収率100%に改定いたしました。

また、個人設置型事業は、浄化槽維持管理費が全て個人負担であることから、事業間での不公平が生じないように、個人設置と市町村設置の浄化槽使用者間の負担の公平性を図り安定的に事業を経営するには、適正な使用料設定による経費の回収が必要不可欠です。一般会計からの繰入金削減を図り、受益者負担の原則に基づき使用者が負担すべき経費は、全て使用料で回収できるよう改定する必要があります。

今回、令和3年度決算で検証を行い、【参考3-2】のとおり、使用料回収率は94.3%という結果でした。

#### 【参考3-2】使用料対象経費回収状況（令和3年度決算）



### 4. 使用料改定案

#### (1) 改定率

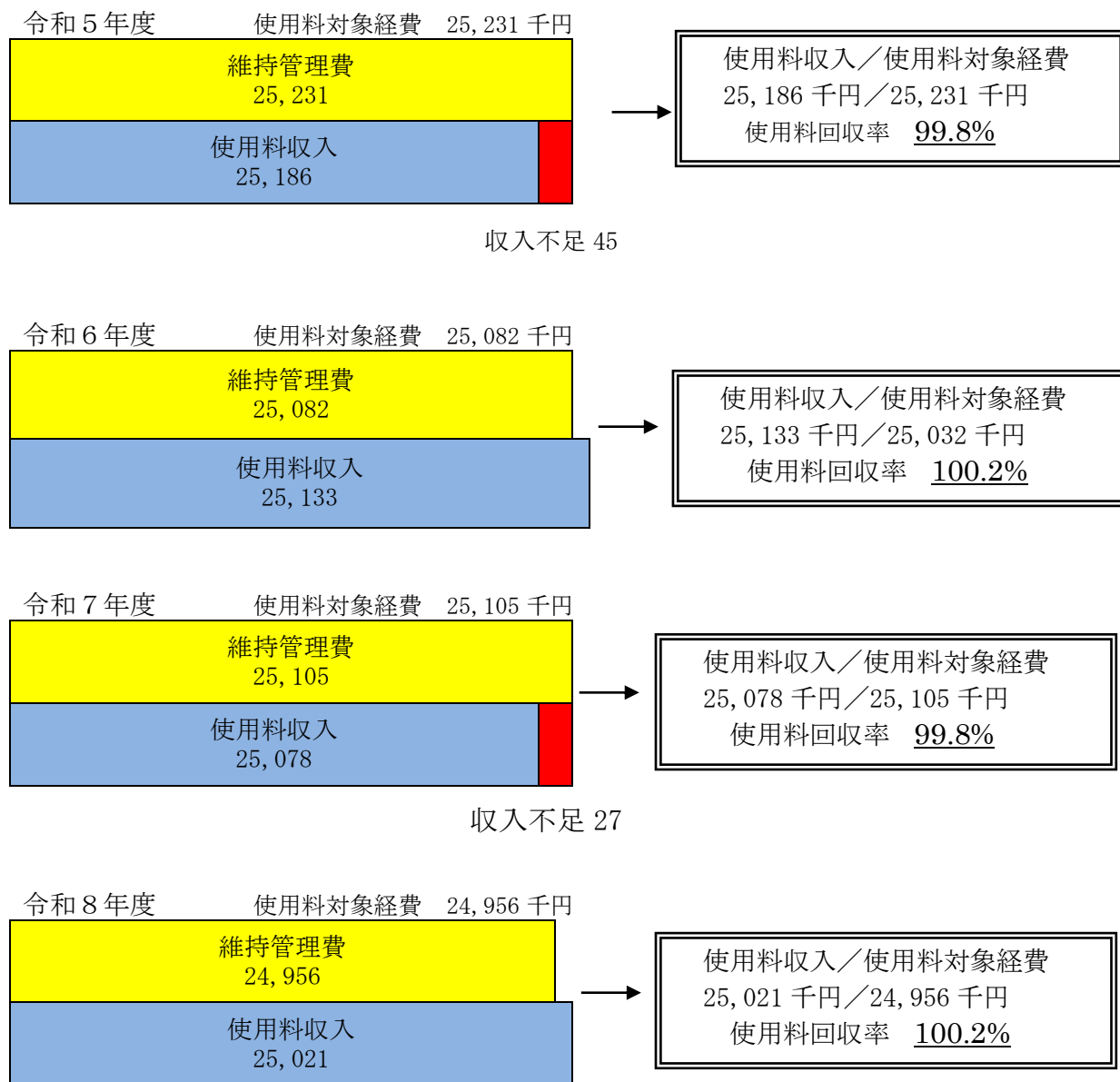
##### 使用料回収率を2回の改定により100%とする試算

前回（平成30年度）の審議会では、前回と今回の2回で15%の改定をすることで、令和7年度に使用料回収率を100%にするという試算を行い、前回は7.5%の改定を行

いました。その後、使用料等の推移を検証した結果、今回は6.8%の改定により、令和5年度から令和8年度の4年間の平均で100%になると試算いたしました。

改定率を6.8%とした場合の使用料対象経費は【参考3-3】のとおりです。

**【参考3-3】 使用料対象経費回収状況（令和5年度～8年度 改定率6.8%見込）**



使用料改定案による試算結果

今回、平均改定率6.8%の改定を行うことで、一般世帯の今後4年間の使用料回収率を平均で100%にすることができる。

(2) 改定時期

令和5年4月1日施行

**【参考 3-4】 浄化槽使用料改定案および改定率一覧**

人数	現行使用料	改定案	差額	改定率
0 人	3,800	4,058	258	6.8%
1 人	4,220	4,506	286	
2 人	4,640	4,954	314	
3 人	5,060	5,402	342	
4 人	5,480	5,850	370	
5 人	5,900	6,298	398	
6 人以上	6,320	6,746	426	

〈平均〉

現行平均使用料	改定案平均使用料	平均改定率
5,060 円	5,402 円	6.8%

**【参考 3-5】 事業所等の浄化槽使用料改定について**

事業所等の料金については、以下のとおり前回の審議会の答申を継承する。

**【事業所】**

現在の使用料で各人槽にかかる使用料対象経費の100%を賄っているため、今回は改定しない。

**【公民館、集会所等】**

利用者が特定できないため、改定使用料の最低額とする。

